

高萩・北茨城広域事務組合行政手続条例施行規則

令和元年10月9日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合行政手続条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第24号。次条において「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行政手続等)

第2条 条例の施行については、北茨城市行政手続条例施行規則（平成10年北茨城市規則第33号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。